

都市公園条例

種類			占用料							
			単位	期間	金額（現行）	令和8年度	令和9年度			
										円
法第7条第1項第1号に掲げる工作物 「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」	電柱	本柱、支柱及び支線柱	1本	1年	3,400	3,600	3,600			
		支線			-	1,800	1,800			
	電話柱	本柱、支柱及び支線柱	1,980		2,100	2,100				
		支線	-		1,050	1,050				
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル		20	21	21			
	地下電線その他地下に設ける線類				10	12	13			
	変圧塔その他これに類するもの		1個		3,000	3,600	4,200			
法第7条第1項第2号に掲げる工作物 「水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの」	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル	-	88	89				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			100	120	130				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			150	180	190				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			200	240	250				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			-	380	380				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			400	480	510				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			-	880	890				
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			1,000	1,200	1,300				
	外径が1.0メートル以上のもの			2,000	2,400	2,500				
法第7条第1項第3号に掲げる工作物 「通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの」	通路、公共駐車場その他これらに類する施設		1平方メートル	-	2,500	2,500				
	鉄道、軌道その他これらに類する施設			-	4,200	4,200				
法第7条第1項第4号に掲げる工作物 「郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所」	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	1,300	1,560	1,800				
	公衆電話所			3,000	3,600	4,200				
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令12条第2項第9号に掲げる施設 「非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物」 「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設」			1平方メートル	1月	300	360	420			
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物 「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」					1,100	1,100	1,100			
令12条第2項第1号に掲げる施設		標識	1本	2,400	2,880	3,400				
令12条第2項第2号に掲げる施設		防火用貯水槽で地下に設けるもの	長さ1メートル	1,000	1,000	1,000				
令12条第2項第2号の3に掲げる施設			1年	1,000	1,000	1,000				

令12条第2項第3号に掲げる施設 「橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの」	1本		2,000	4,200	4,200
令12条第2項第4号に掲げる施設 「索道及び鋼索鉄道」			3,000	3,000	3,000
令12条第2項第5号及び6号に掲げる施設 「警察署の派出所及びこれに附属する物件」 「天体、気象又は土地観測施設」	占有面積1平方メートル		3,000	3,000	3,000
令12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設 「工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設」 「土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場」		1月	1,100	840	840
競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに類する催し	1件		1,000	1,000	1,000
行商・ボックス等	1平方メートル	1日	200	200	200
業として写真を撮影するもの	1平方メートル		200	200	200